

# 課題研究講座「学校の教育相談体制づくり」まとめ

- 事例検討会を通して -

## 1 「学校の教育相談体制づくり」の必要性

不登校、いじめ、暴力行為、少年非行など、子どもたちの心の問題は年々複雑化・多様化している。このような状況に学校が対応し、子どもたちがいきいきと学校生活を送れるようにしていくためには、学校における教育相談をさらに充実していく必要がある。

このため、教育相談に係る校内組織を整備するとともに、校内における教育相談機能を高めていくなど、「学校の教育相談体制づくり」が求められている。

文部科学省は、教育相談の充実を求めている。

【参考】「児童生徒の教育相談の充実について（報告）- 生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり - 」平成19年7月（文部科学省）

いじめ、不登校、暴力行為など生徒指導上の諸問題は、依然として憂慮すべき状況にあり、教育上の大きな課題として、これらの問題に一層効果的に対応するためには、学校等における教育相談をさらに充実する必要がある。

## 2 「学校の教育相談体制」とは

学校の教育相談体制には、「教育相談に係る校内組織」と「教育相談機能」の2つの側面がある。

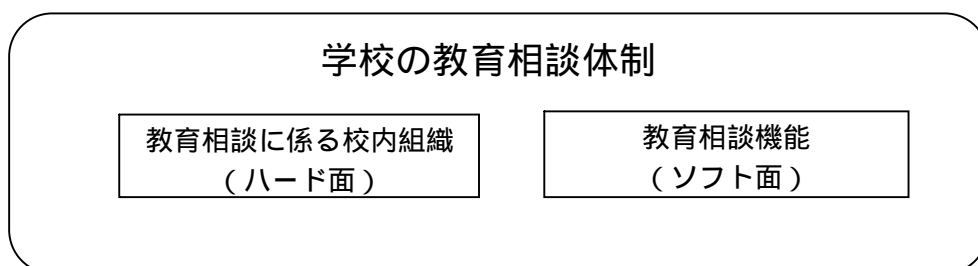
(1) 教育相談に係る校内組織      教育相談係の設置、校内支援委員会の設置、特別支援委員会の設置、生徒指導委員会の設置、毎月の職員会議で児童生徒の状況を交流する時間を持つ など      いわばハード面

\* 効果

- ・ 組織で援助を行う（考える）ことで、担任一人が問題を抱え込んでしまうことを防止できる。
- ・ 複数の教職員が情報交換したり援助方法を検討したりすることによって、子どもの理解や援助方法の幅が広がり（役割分担するなど）、様々な援助資源（スクールカウンセラーや外部専門機関等）の活用も促進される。
- ・ 担任にとっては、具体的な援助方法や実践活動への示唆を得られやすい。

(2) 教育相談機能      教育相談係や各教職員、上記の組織が行う、教育相談的な働き  
例) 子どものサインをキャッチする、サインの意味を考える、子どもの話をじっくり聞いてみる、教員同士で相談する、家庭訪問で保護者の話を聞く、専門機関のアドバイスを受ける、医療機関の受診を勧める、会議で学校としての対応方針を決める、不登校の予防策を講じる など  
いわばソフト面

「学校の教育相談体制」は、単にハード面としての「教育相談に係る校内組織」のみを指すのではなく、ソフト面である「教育相談機能」も含めた概念とする。



### 3 「学校の教育相談体制づくり」とは

(1) 各学校の状況や課題に応じた、ハード面の「教育相談に係る校内組織」を整備すること。

(2) ソフト面である「教育相談機能」を高めていくこと。

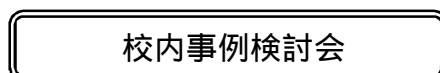
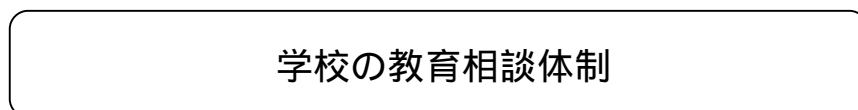
この2つを行うことを、「学校の教育相談体制づくり」と考える。

文部科学省は、「教育相談機能」が大切であることを指摘している。

【参考】「児童生徒の教育相談の充実について(報告) - 生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり - 」平成19年7月(文部科学省)

学校内での教育相談は、すべての教職員が児童生徒に接するあらゆる機会を捉え、あらゆる教育活動の実践の中で行うことが大切であり、決して特定の教職員だけが行うものではなく、すべての教職員が行うものである。そのため学校内の教育相談体制(組織)においても、一人一人の教職員の力量は大切であるが、校内の各組織と連携が図られ、機能的な体制が構築されていることが大切である。学校種や学校規模等により校務分掌は様々であるが、「教育相談」を担当する組織は、特に、「生徒指導」、「学校保健」、「進路指導」、「特別支援教育」等を担当する組織との連携をしていることが大切である。

このような「学校の教育相談体制づくり」を行うためには、校内事例検討会を行い、心理臨床的な視点から子どもとの関わり方を地道に考えていくことが有効であると考えられる。



#### \* 事例検討会とは

事例検討会とは、担当教員からの具体的な子どもの事例報告を受け、その事例について討論や考察を深めていく研究会のことである。

一般の自然科学では、研究すべき現象が研究者の人格や個性から切り離されるので、多数例をひとまとめにして研究することが可能である。しかし、学校で教員が子どもに関わる教育活動の中では、教職員の人格や個性、子どもへの主観的関わりが重要になってくるので、事例報告はそれらを組み込んだ内容となり、一つとして同じ事例は存在しない。

事例を通して学ぶのは、事例報告に記された事実を覚えておくに役立つからというだけではない。教員と子どもとの関わりを、その教員の表現を通して知るときに、私たちのところの中には様々な動きが生じてくる。その「体験」も、次に私たちが子どもに会う際の支えとなり、助けになると考えるからである。

#### \* 心理臨床的な視点とは

心理臨床的な視点とは、心理学の知見に基づいた、「こころ」や行動についての体験的及び実践的な視点のことである。

教職員が心理臨床的な視点にふれることは、子どもの「こころ」や行動の意味を考えることにつながり、より深みのある子ども理解が促進される。その結果、教職員が子どものサインを的確にキャッチしたり、子どもが動き出すのを落ち着いて待てたり、時には子どもと対決したり、子どもの「こころ」に応じて対応できる可能性が高まると考えられる。

## 4 参加校の概要

### (A 中学校)

不登校生徒や別室登校生徒への支援については、特別支援教育校内委員会の中で話し合っていた。しかし、別室登校生徒が増加してきたため、不登校生徒や別室登校生徒への支援について考える独立した組織である生徒支援委員会を立ち上げ、早期対応に取り組んでいる。スクールカウンセラーも配置。

### (B 小学校)

これまでの校務分掌の中で、特別支援委員会等、教育相談に係る組織はあったが、さらにプラスした形で、生徒指導プロジェクト委員会を立ち上げ、特別支援教育コーディネーターと連携して、教職員の児童理解を深める研修会を実施している。

### (C 小学校)

特別支援委員会を組織し、特別支援教育に係る児童の様子や取組を伝え合い、全職員で共通理解を図っている。また、校内研修に視点児交流会を位置づけ、視点児(学級の仲間づくりの中心にしたい子)の様子について全職員で交流を行っている。不登校も含めた児童の相談については、ハートケア相談員が相談を受けている。



各学校で、1～2回の校内事例検討会を実施

## 5 各学校で行われた事例検討会

各学校で行われた事例検討会の概要については、以下のようであった。

参加の規模 学校の状況に応じて、以下のような規模で開催された。

- (1) 全教職員が参加する場合 (2) 教育相談に係る組織のメンバーのみが参加する場合  
事例検討会には、県総合教育センターの臨床心理相談専門員(臨床心理士)等も参加させていただいた。

対象児童生徒数 1回的事例検討会で話し合われた子どもの人数は、学校の状況や緊急度によって、以下のようであった。

- (1) 一人の子どもについて話し合う場合 (2) 数人の子どもについて話し合う場合  
進め方 概ね以下の順に進められた。

担任等、子どもに直接関わっている担当者からの報告

参加者(学校の教員、県総合教育センターの臨床心理相談専門員(臨床心理士)等)が相互に質疑応答

参加者の意見交換

臨床心理相談専門員(臨床心理士)からの心理臨床的視点からの意見(コメント)

検討内容 概ね以下のことが検討された。

子どもの置かれている家庭の状況や、地域の状況

その子が表現していること(不登校や授業中落ち着かないなど)の意味について

学校としての、子どもへの今後の対応方針について

## \* 校内事例検討会の持ち方

各学校の取組から、校内事例検討会の持ち方については、以下のように考えられる。

- (1) 学校の状況に応じた規模で実施

全教職員が参加して実施する場合は、全教職員で子どものことを共通理解できるという強みがある。一方、一組織のメンバーで実施する場合は、忙しい学校現場の中でフレキシブルに集まって実施しやすいという利点がある。どちらの方法が優れているということではなく、学校の状況にあった方法を考えていくのがよいと思われる。

- (2) 既存の場を活用する

職員会議等の中で、各学級から「気になる子」の様子について話し合う機会を持っている学校は多いと思われるが、そのような場がそのまま事例検討会にもなる。肩の力をぬいて、形式ばらず、地道に継続的に実施できるのがよいと思われる。

- (3) 臨床心理士等の心理の専門家を活用する

子どもが表現していることの意味を考えていく上では、事例検討会に臨床心理士等の心理の専門家が参加していることが助けになる。心理の専門家の参加が難しい場合は、県総合教育センターが実施している教育相談専門研修「上級講座」修了者の体験や知識を活かしていくことも有効だと考えられる。

## 6 校内事例検討会を実施した後の教職員の意見と考察

- (1) 事例検討会で、子どもや保護者への関わり方について示唆が得られましたか。  
事例検討会に参加した教員のほとんどが、子どもや保護者への関わり方について示唆が得られ

たと感じていた。

#### 考察

児童生徒への具体的な対応方法については、実際には、簡単に導き出せるものではない。にもかかわらず、示唆が得られたと感じる教員が多かったのは、対応方法という「答え」が分からなくても、児童生徒の症状や行動の心理的意味を考えていくことで、参加した教職員それぞれが、子どもや保護者への関わり方を具体的にイメージすることができたためだと考えられる。それは、示唆を得たというのではなく、教職員自身が対応方法に気づいていったと考えられる。

(心理的意味と関わり方の例)

子どもが反抗的になってきた。                      自分らしさを出せるようになってきた。  
しばらく様子を見てみよう。

### (2) 事例検討会を実施してみて、子どもや教職員に変化が感じられましたか。

事例検討会を実施することで、子どもや教職員に変化が感じられたかどうかについては、半数程度の教職員が「感じられた」と答えている。

#### 子どもに変化が感じられた内容

- ・ 子どもと教員との関係が深まり、子どもの居場所が教室にできた。
- ・ 表情が明るくなった。
- ・ 友だちと遊ぶことが増えた。
- ・ 学習意欲が高まった。

#### 教職員に変化が感じられた内容

- ・ 教員から子どもへの声かけが増えた。
- ・ 子どもへの接し方、言葉かけが変わった。
- ・ 自信を持って子どもに関われるようになった。
- ・ 子どもの見方が変化し、子どもの気持ちに配慮し、寄り添う関わりが増えた。
- ・ 全職員で子どもに関わろうという雰囲気になってきた。
- ・ 子どもへの関わり方について、職員同士で共通理解することが大切だということ統一ができた
- ・ 子どもの状況を共有し、関わり方を共に考えることで、安心感が得られた。
- ・ 学年会等で、別室登校の子どもとの現状と対応を話し合うようになった。

#### 考察

全ての教職員が変化を感じられたわけではないが、半数程度の教職員が事例検討会と子どもや教職員の変化とのつながりを感じているのは、意味あることだと考える。子どもの行動の意味を考えていくことは、子どもだけでなく、教職員の変化にも少なからずつながっているものと思われる。

### (3) 事例検討会の実施によって、学校の教育相談機能は高まりましたか。

事例検討会を実施することで、学校の教育相談機能が高まったかどうかについては、半数程度の教職員が「高まった」と感じている。

#### 教育相談機能が高まったと感じた内容

- ・ 自分にできることで、その子どもに関わっていこうという気になってきた。

- ・ 子どもの言動について、意味づけできるようになった。
- ・ 不登校の意味、学習室にいることの意味を深く考える時間を得られるので、生徒理解が深まった。
- ・ 事例検討会后、その子どもについて話し合う機会が増えた。
- ・ 担任だけでは難しいところを、周りの教員が助けている。子どものことについて、学年だけでなく、学年以外の教員とも話す機会が増えてきた。
- ・ その子どものことについて情報交換する機会が増え、共通認識を持って対応できるようになってきた。
- ・ 困った時は、全職員で話し合えばいいという雰囲気になってきた。
- ・ 専門機関への相談、支援センターとの連携、保護者との連携など、必要な時にタイミングよく行うことができるようになった。

#### 考察

事例検討会で子どもの行動の意味を考えていくことによって、教職員同士のつながりや助け合い、子どもに対応する際の安心感や自信が深まっており、教育相談機能の高まりが伺える。教育相談機能の高まりは、個人的なものから、組織的なものにまで、広がりが伺える。

#### (4) 教育相談に係る組織（ハード面）で進んだ点があれば書いてください。

- ・ 生徒指導と特別支援との協力体制ができてきた。
- ・ 外部機関とのつながりが、スムーズになってきた。
- ・ コーディネーター任せではなくなった。組織で対応するようになった。
- ・ 養護教諭を中心とした体制作り、生徒支援委員会の定例化が図られた。

#### 考察

参加校の教育相談に係る校内組織は、各学校の課題に基づいて十分に整備されていたが、さらに校内の組織間の連携や外部機関との連携、組織の動きの強化などが図られている。

#### (5) 事例検討会を実施してみて、どのような効果がありましたか。

- ・ 関わり方について、発想の転換を図ることができた。
- ・ 対応について、安心感が増えた。安定した対応ができるようになった。
- ・ 子どものありのままを受け入れられるようになり、教員自身の変化につながった。
- ・ 子どものおかれている状況を理解し、子どもの目線で考えることを心がけるようになった。
- ・ 共通認識を深めることができ、指導の一本化を図ることができた。
- ・ 各教員が「子どもの困り感」や「子どもが何を求めているのだろう」など、子どもを見る上での観点がそろってきた。
- ・ 特定の教師が関わっていた子どもに対し、全員で考え、全員で関わる姿勢が生まれた。
- ・ 全職員で子どものことを見る、全職員が同じ方向で、一生懸命にやる、という雰囲気が出てきた。

#### 考察

ここでも、教育相談機能の高まりが伺える。教育相談機能の高まりは、個人的な高まりから、教職員集団としての高まり、つまり組織的な高まりへと広がりつつあることが伺える。

## 7 まとめ

校内事例検討会を通して「学校の教育相談体制づくり」に取り組んできた結果、以下のことが確認できた。

学校の教育相談体制を充実させるためには、校内事例検討会を実施することが有効である。

校内事例検討会を実施し、心理臨床的視点から子どもの行動の意味を考えていくことは、教職員自身が対応方法に気づいていくことにつながり、結果として教育相談機能を高めていく効果がある。

校内事例検討会の実施により高まっていく教育相談機能は、教職員一人ひとりが果たす個人的な教育相談機能にとどまらず、教育相談に係る組織が果たす組織的な教育相談機能にまで広がっていく。

教育相談機能の高まりと広がり、教育相談に係る組織が有効に機能することにつながる。